

第2節 県民参加の森林（もり）づくりの推進

1 森林とのふれあい

森林は、水資源のかん養、木材の供給、土砂災害、地球温暖化の防止など、重要な役割を果たしています。

県では、森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を創出するなど、県民参加の森林づくりを推進しています。（表3-19）

表3-19 平成29年度 「森林とのふれあい」 イベント

イベント名	時期	場所	内容
みどりの感謝祭	平成29年4月29日	県民の森	緑の少年団活動発表、森の散策、緑の教室、苗木配布
「九州森林の日」 植樹祭	平成29年11月18日	県民の森	植樹活動、木工教室、自然薬草園散策

2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に、平成17年度から森林環境税を導入し、平成21年度及び平成26年度に、それぞれ課税期間を5年間延長し、現在の課税期間を平成31年度までとしたところです。

この財源を活用して、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進に貢献する間伐・再造林等の森林整備や県産材の利用拡大の取組など森林の保全を図るための施策、森林にふれあう機会の創出や森林環境教育の推進、多様な主体による森林（もり）づくりの促進など、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を県民と一体となって行っています。

第3節 緑の空間の保全・整備

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、水、大気などの浄化機能や動植物の生息地又は生育地を確保する等、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

1 都市公園

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、また、避難・救援活動の拠点地となり、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

2 都市公園等の整備状況

本県における都市公園等（カントリーパークを含む）は、平成29年3月末現在、19市14町村において、1,293カ所、約1,948haが開設されており、県民1人当たりの都市公園等面積は、14.0㎡です。（資料編4-（1））

3 街路緑化

県管理道路において、うるおいのある都市環境や沿道景観の形成を図るため、地域に適した植栽を行っています。

4 緑化の推進

県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや、県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

第4節 水辺空間の保全・整備

渚や川辺、湧水等の水辺は、生産の場、国土保全の場として機能しているほか、水や動植物とのふれあいの場としての利用など人々の生活にとって貴重な価値を持つ空間となっています。

また、環境省の名水百選に選定された霧島山麓丸池湧水（湧水町）、屋久島宮之浦岳流水（屋久島町）、清水の湧水（南九州市）、甲突池（鹿児島市）、唐船峡京田湧水（指宿市）、普現堂湧水源（志布志市）、ジッキョヌホー（知名町）をはじめ各地に湧水や流水があり、地域の人々に親しまれています。

1 河川的环境整備

県では、河川が水と緑のオープンスペースとしてうるおいを与え、地域におけるふれあいの場となることから、リバーフロント整備事業などにより水辺に親しむ施設や自然環境に配慮した河川の整備を進めています。また、砂防事業においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進しています。（資料編4-（2））

2 港湾的环境整備

本県の港湾は県民の輸送基盤の根幹をなし、地域物流の拠点として重要な役割を担っています。近年、社会情勢の変化の中で従来の物流・産業の面のみならず、文化・レクリエーションの面も合わせ持ったウォーターフロントとしての港湾に期待が高まっています。

港湾の環境整備については、港湾利用者・周辺住民が、海とふれあうことのできる快適で賑わいのある空間や緑地・広場等の整備を行っています。（資料編4-（3））

3 漁港的环境整備

漁港は、漁業生産活動の拠点であるとともに、漁村地域の住民にとっては日常生活の場でもあることから、うるおいのある漁港環境を形成するために、緑地等の整備を行っています。（資料編4-（4））

4 海岸的环境整備

海岸環境整備事業などにより自然環境や生活環境に配慮しながら、うるおいのある海岸空間の整備を行っています。（資料編4-（5））